

訪問介護の基本報酬引き下げを見直し、介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられ、訪問介護事業所の休止・廃止があいついでいる。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の高齢者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげている。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問することができるサービス付き高齢者向け住宅や集合住宅併設型の事業所及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測される。訪問介護報酬の引き下げは、介護事業を担う事業者の大きな負担となっている。

厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算によって引き下げ分を補填できると説明しているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引下げ分で減収となり、その他の加算も段階ごとに様々な厳しい要件と負担を強いることから基本報酬引き下げ分を補填できない事業者が出ると予想される。加えて、介護現場の人手不足は深刻であり、高齢化が進み介護人口が増えるほど、職員の負担が増える中で、今回の基本報酬引き下げによって、人手不足を加速させることが懸念される。

令和6年6月5日、衆議院厚生労働委員会は、「介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件」を全会一致で決議した。決議では、今年度の介護報酬引き下げの影響を速やかに検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう訴え、基本報酬を引き下げられた介護従事者の意見も聞くべきと指摘している。

よって政府においては、訪問介護事業の基本報酬引き下げを見直し、介護事業を十分に支えられる報酬となる再改定を強く求める。

令和7年3月17日

奈良県三郷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿